



# 気候変動に 具体的な対策を

認定NPO法人  
気候ネットワーク  
上席研究員  
豊田 陽介



第2回

## 地域脱炭素を実現するために今必要なこと

### 地域脱炭素をめざす自治体の広がり

近年、日本では国によるカーボンニュートラル宣言を契機に、2050年までにCO<sub>2</sub>排出を実質ゼロにすることを表明する自治体、いわゆる「ゼロカーボンシティ」が増加している。これまでに2050年温室効果ガス排出実質ゼロを宣言した自治体は、全国で1182(46都道府県、655市、22特別区、398町、61村)にのぼる。

しかし、気候変動対策の国際的な目標である「1.5°C目標」を達成するためには、2050年のゼロにとどまらず、2030年時点での大幅な排出削減が不可欠である。自治体においても、限られた時間の中で、目標設定から具体的な削減の実行段階へと迅速に移行することが求められている。こうした地域単位での脱炭素化の道筋を示すため、環境省は「地域脱炭素ロードマップ」を策定。その一環として、2030年までに民生部門の脱炭素を実現するとともに、地域課題の解決や住民の暮らしの質の向上にも資する取り組みを推進するため、先進的な自治体を対象に「脱炭素先行地域」を設定している。この先行地域に選定された自治体には、最大5年間で50億円の集中的な支援が行われる。2025年度までに100地域以上の選定が予定されており、これまでに全国で88地域が採択されている。

さらに、環境省が実施する「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」のうち、特に自治体による再生可能エネルギー導入や住宅・公共施設の省エネ、電動車の導入など、複数の重点施策を組み合わせた中長期的かつ意欲的な計画を

支援する「重点加速化事業」では、171の自治体が採択されている。

こうした脱炭素先行地域や重点加速化事業といった先進的な取り組みからは、地域脱炭素の着実な進展が見て取れる。一方で、これらのモデルを全国へと波及させていくためには、他の自治体が抱える課題や状況にも丁寧に目を向ける必要がある。

### 計画の実効性に不安あり?

自治体には地域の温室効果ガス排出量の把握を行い、地域特性にあった対策・施策を盛り込んだ地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定を行うことが義務とされている。しかしながら全国の自治体の策定率は53%にとどまり、ゼロカーボンシティ宣言を表明しても実行計画を策定していない自治体も少なくない。特に人口3万人以下の小規模自治体の策定率は36.5%、1万人以下では30%未満にとどまる。計画策定が進んでいない背景には、「財源の不足」や「人員不足」、「ノウハウや専門的知識の不足」といった課題が挙げられている。策定率を向上させることに加えて、計画の実効性についても考える必要がある。

また、実際の自治体計画を見渡すと、地域の特性が十分に反映されておらず、画一的な内容にとどまっているものも多い。その結果、施策の実効性が乏しく、計画策定自体が目的化している印象を受ける。国の温暖化対策推進法には「地域脱炭素は、地方の成長戦略として、地域の強みを生かした地域の課題解決

や魅力と質の向上に貢献する機会である」と書かれているが、多くの自治体では実態との乖離があるよう見える。

## 地域脱炭素を進めるために必要なこと

地域脱炭素がドミノ倒しのように広がっていくためには、起点となる脱炭素先行地域のような先進モデルづくりに加えて、全国の多くの自治体をボトムアップしていく「中間支援」の仕組みが必要になる。中間支援とは、行政と市民・企業などの間に立ち、情報提供や調整、伴走支援を行う仕

組みであり、日本では福祉やNPO分野で用いられてきたが、欧州では脱炭素分野でも中間支援組織が政策的に位置づけられている。

中間支援組織は、自治体だけでは手が回らない分野を補完し、地域の気候変動対策を円滑かつ効果的に進める役割を担っている。日本でも第6次環境基本計画において、中間支援体制の構築が検討課題とされるなど、必要性が認識されつつある。すでにいくつかの地域では取り組みが始まっている、例えば滋賀県長浜市では、「ながはまゼロカーボンビジョン2050」で中間支援組織の設立を明記し、調整が進められている。岩手県では2024年に「エネルギーーエージェンシーいわて」が設立され、省エネ建築に関する相談窓口の運営や情報発信を行っている他、青森県では県が主導して支援チームを立ち上げ、市町村への情報提供や研修、個別支援を実施する。さらに、地球温暖化防止活動推進センターの一部でも、自治体向けの中間支援が始まっている。

これらの事例のように2030年の目標達成に向けては、モデルとなる先進的な自治体を育成するとともに、それに続く自治体が次々と現れるような仕組みづくりが重要である。とりわけ、体制や予算が十分でない自治体でも取り

### ●地方公共団体実行計画制度の施行状況(2024年10月時点)

団体区分	回答数	策定団体数	策定割合
全体	1,788	941	52.6%
都道府県	47	47	100%
政令指定都市	20	20	100%
中核市	62	62	100%
施行時特例市	23	23	100%
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	176	156	88.6%
人口3万人以上10万人未満の市区町村	483	317	65.6%
人口1万人以上3万人未満の市町村	452	165	36.50%
人口1万人未満の市町村	525	151	28.8%

出典:野村総合研究所「令和6年度地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査調査結果報告書」(2025.3)

組みを開始できるよう、重層的な支援体制の整備が求められる。国には、専門人材の継続的な雇用や育成を支えるための仕組みを講じることが望まれる。また、都道府県が基礎自治体を支援する役割を果たすことの必要性を温暖化対策推進法などにおいて明確に位置づける必要がある。今後、中間支援の仕組みが都道府県ごとに標準化・定着していくことで、地域脱炭素に取り組む自治体の裾野が一層広がることが期待される。

## 国の目標が自治体の足を引っ張る？

日本は、2013年度比で2035年までに温室効果ガスを60%削減することを目標としている(前号参照)。しかし、先進国としての責任を踏まえれば、より野心的な目標の設定と、その深掘りが求められる。また、多くの自治体は従来、国の目標に倣ってきたが、地域ごとに排出構造や削減可能性は異なる。今後は地域の実情や先進事例を踏まえた自主的かつ意欲的な目標設定が重要であり、国はそうした挑戦を後押しすべきである。国の目標は、地域の足かせではなく、意欲的な行動を促すための基盤とならなければならない。